



平成 26 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所
代 表 者 名 取締役社長 大嶽昌宏
(コード番号 7 2 7 6 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員総務部長 井上敦
(TEL 03-3443-7111)

自動車用ランプ及び自動車 HID ランプ用バラストに関する 米国司法省との合意及び特別損失の計上について

当社は、本年 1 月 16 日(米国時間)米国司法省との間で、自動車用ランプ及び自動車 HID ランプ用バラストの取引に関して、5,660 万米ドル(59 億円)の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意致しました。

当社は、米国司法省が実施してきた当社を含む自動車用ランプ及び自動車 HID ランプ用バラストメーカーに対する調査に、全面的に協力して参りました。この度、諸般の事情を総合的に勘案した結果、米国司法省との間で司法取引契約を締結することが合理的な解決策であると判断致しました。

当社は、これまでも、役員報酬の一部返上等も含めて、コンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図って参りましたが、この度の事態を厳粛に受け止め、今後も引き続き、企業倫理遵守及び信頼回復に努めて参ります。

なお、上記金額につきましては、平成 26 年 3 月期第 3 四半期において、特別損失として計上いたします。平成 26 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、確定次第速やかに開示致します。

以 上